

令和7年5月22日

建設委員会資料

上下水道局

目 次

【報告事項】

I 富山市上下水道事業経営審議会からの答申について・・・ 1 頁

<添付資料>

・諮問書(令和6年8月26日)

・答申書(令和7年5月14日)

・答申書附属資料

## 【報告事項】

# I 富山市上下水道事業経営審議会からの答申について

[経営管理課]

## 1 諮問について

(1) 諮問日 令和6年8月26日

(2) 諮問事項 将来にわたり健全な事業運営と安全で強靱な上下水道施設を維持し、持続可能なサービスを提供していくための上下水道事業における適正な水道料金等の設定について

## (3) 諮問理由

- ・平成17年4月1日の旧7市町村による合併に合わせ、旧富山市の料金体系に統一した水道料金は、平成20年4月の料金改定以降、消費税率の改定対応を除き、16年以上改定を行っていない。また、合併時には、旧市町村の使用料体系を引き継いだ下水道使用料についても、平成20年4月に料金体系を統一するための改定を行って以来、水道料金と同様に使用料の実質改定をこれまで行ってこなかった。
- ・今後、施設の多くが更新時期を迎え、施設の更新や耐震化対策に多額の費用が必要となる一方で、急速に進む人口減少や節水型機器の普及などによる給水収益等の減少、物価高騰による資材価格の増大等により上下水道事業の経営環境は年々厳しさを増している。
- ・将来にわたり、市民生活や都市の経済活動に不可欠な基盤インフラとして安心・安全な水道水の安定供給や下水道施設の適正な維持管理を実現するため、今後も健全な事業経営が図られるよう、適正な水道料金等の設定について審議会の意見を求める。

## 2 答申について（答申日：令和7年5月14日）

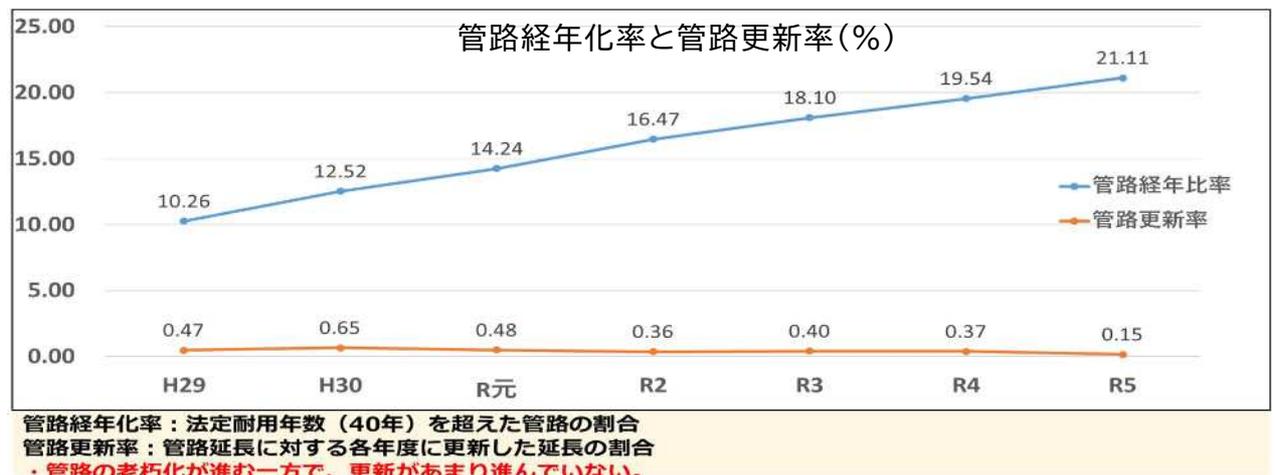
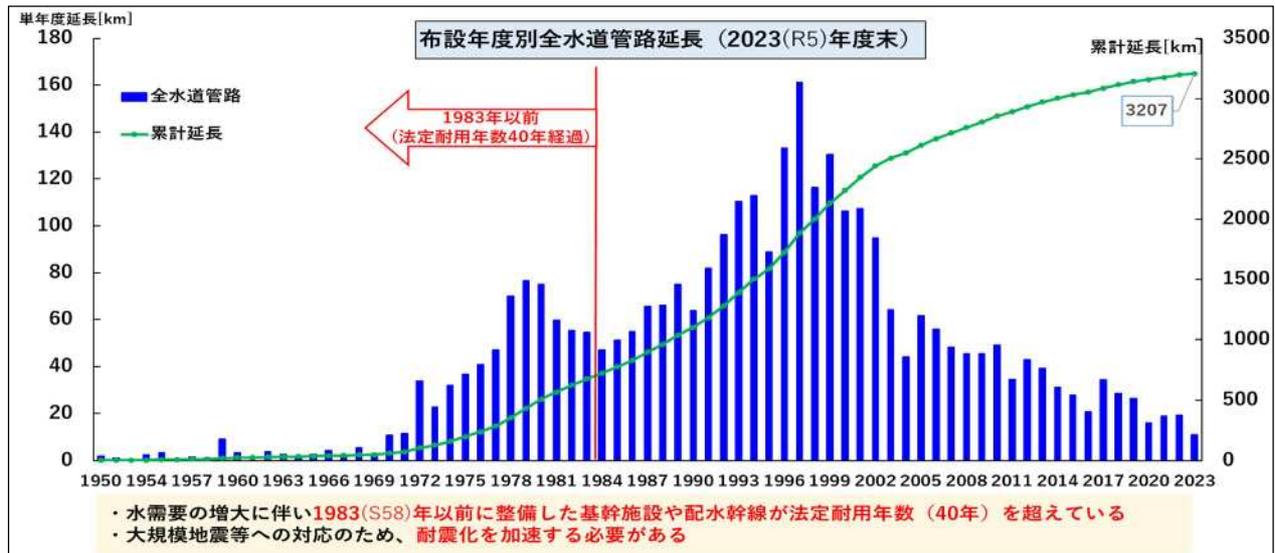
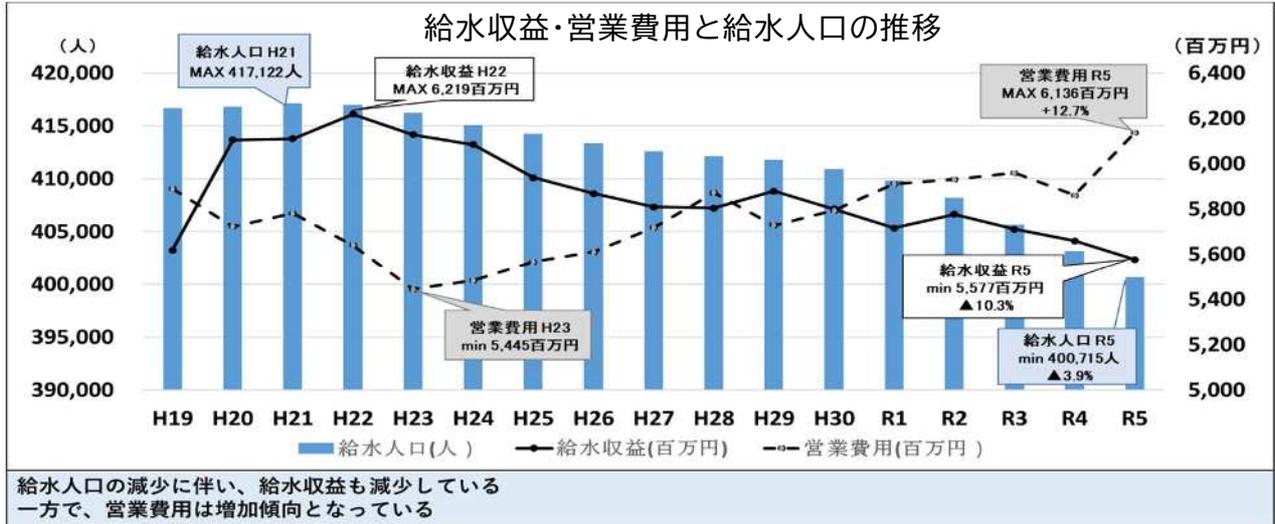
### (1) 水道事業

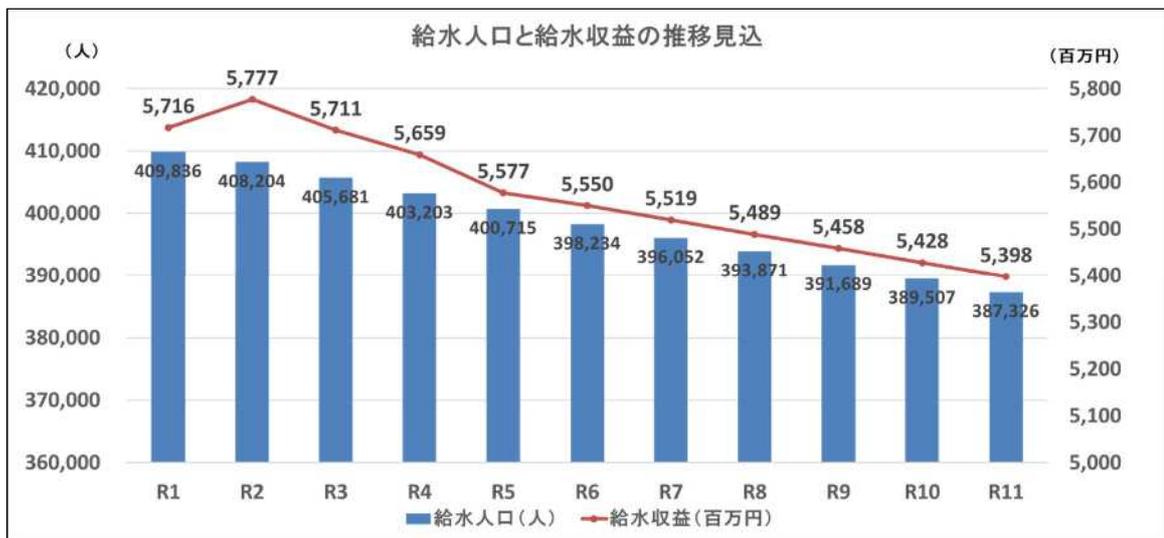
#### ① 水道事業の現状と今後の見通し（答申書 P2）

##### ア 経営状況と料金改定の必要性

- ・給水収益は、給水人口の減少や節水機器の普及等により2010(平成22)年度をピークに長く減少傾向にある一方で、営業費用はエネルギー価格や物価の上昇等に伴い2011(平成23)年度以降増加傾向が続き、2018(平成30)年度を境に営業費用が給水収益を上回る状態に陥っている。

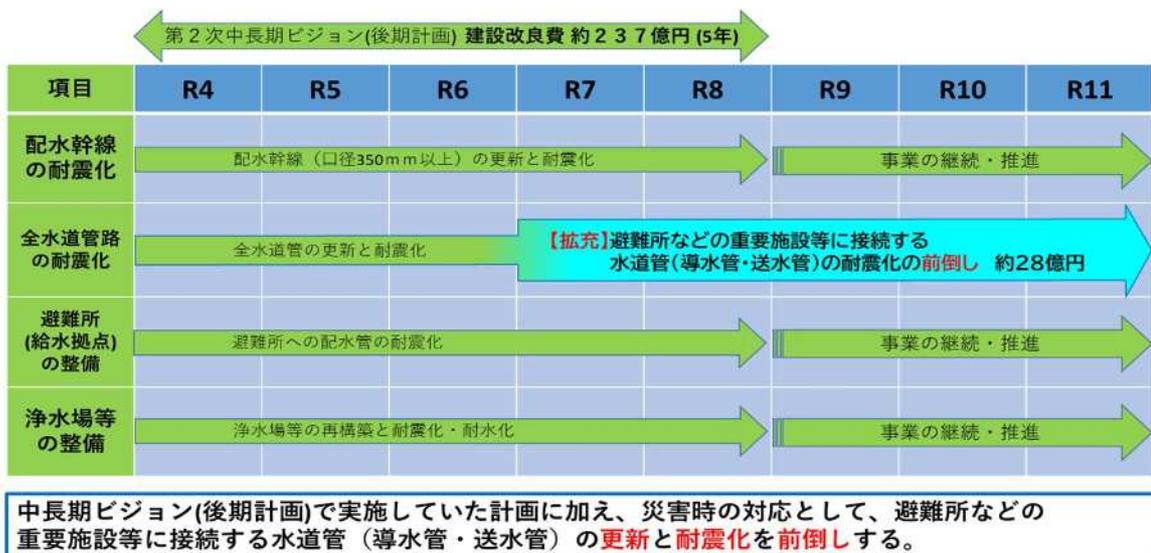
- ・ 2024(令和6)年1月の能登半島地震を機に今後一段と施設の老朽化対策、耐震対策を着実に進めていくことが求められることから、経営基盤の一層の強化が何より重要となっている。
- ・ これまでのような業務の効率化や経費削減努力だけでは限界があるため、公営企業の「独立採算」の原則を踏まえ、水道料金の適正化を図る観点から、長らく据え置かれてきた料金の見直しを行うことは必要不可欠である。





イ 今後の投資計画

- ・ 2025(令和7)年2月に新たに「富山市上下水道耐震化計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)」を策定し、これまで優先的に取り組んできた配水幹線の耐震化などに加え、導水管及び送水管の耐震化など事業費で約28億円規模の投資を前倒しすることは、早期に強靱な上下水道システムの構築を目指すうえで、必要不可欠な投資である。



水道事業 財政収支見通し(耐震化計画前倒し)

営業の収支(収益的収支)

(単位:百万円)

|                  | R7年度<br>計画 | R8年度<br>計画 | R9年度<br>計画 | R10年度<br>計画 | R11年度<br>計画 |
|------------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 収入 ①             | 6,881      | 6,859      | 6,835      | 6,810       | 6,787       |
| 料金収入             | 5,519      | 5,489      | 5,458      | 5,428       | 5,398       |
| その他収入            | 1,362      | 1,370      | 1,377      | 1,382       | 1,390       |
| 支出 ②             | 6,670      | 7,251      | 7,257      | 7,115       | 7,231       |
| 当年度純利益(損失) ① - ② | 211        | ▲393       | ▲422       | ▲306        | ▲443        |

② 水道料金のあり方（答申書 P3）

ア 料金の見直し時期

- ・ 水道法施行規則では、「3年から5年ごとの適切な時期に料金の見直しを行うこと」とされている。
- ・ 今後は、法令等に基づき適正な水道料金の設定についての検討を定期的なサイクルで行うことが必要である。

イ 料金算定期間

- ・ 料金算定期間を4年間（2026（令和8）年度から2029（令和11）年度）とすることは妥当である。

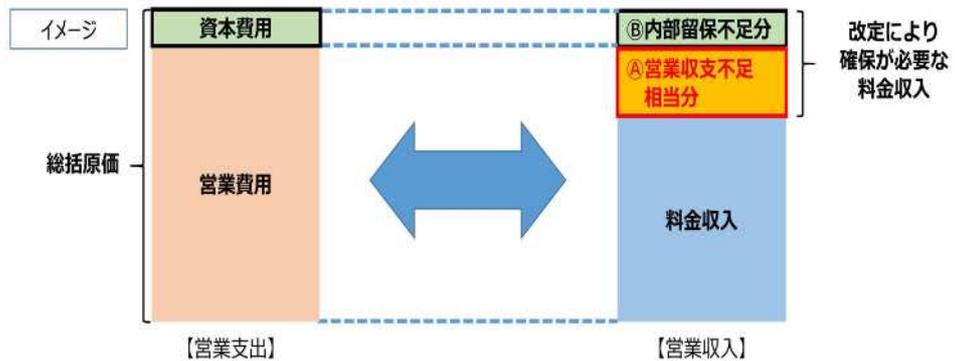
ウ 平均改定率

- ・ 料金を算定するに当たり、将来の水道施設の更新等に必要な財源として内部留保すべき額である資産維持費の考え方が初めて導入されたことの意義は大きい。
- ・ 昨今の諸物価の上昇に伴う家計負担の増大などを鑑みると、負担の急激な増加は避けるべきである。
- ・ 営業収支不足分と内部留保不足分を確保するため、平均改定率を27.0%とすることは妥当である。

① 料金算定期間（今回はR8～R11年度までの4年間）における**営業収支の資金不足相当分の確保**

② 将来の投資（施設更新等）の原資として**内部留保すべき額の確保（資産維持費）**

①+②の合計 → 料金改定によって確保が必要な料金収入



| パターン | ① 営業収支不足分               | ② 内部留保不足分（資産維持費）        | 改定率（①+②） |
|------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 1    |                         | ▲約95.4億円 → 改定率で43.8%に相当 | 66.4%    |
| 2    | ▲約49.2億円 → 改定率で22.6%に相当 | ▲約38.1億円 → 改定率で17.5%に相当 | 40.1%    |
| 3    |                         | ▲約9.7億円 → 改定率で4.4%に相当   | 27.0%    |

エ 料金体系

㊦ 基本料金と従量料金の構成

- ・ 今後、有収水量の減少が続くことが見込まれる中で経営の安定化を図るためには、基本料金の構成割合を現行よりも増やすことは適切である。
- ・ 基本料金の構成割合を近隣の中核市等の平均と同水準である27%程度にまで引き上げることは妥当である。(現行:16.2%→見直し後:27.1%)

㊧ 高齢者、子育て世帯等への配慮

- ・ 単身高齢者、子育て中の世帯を含む標準世帯等については、従量料金の引き下げ又は引き上げ幅を抑制した料金表改定案となっていることは評価できる。

オ 料金改定日

- ・ 改定時期が遅くなるほど経営状況のさらなる悪化は避けられず、結果として次世代に負担を先送りする可能性がある。こうしたことから、料金改定日は、料金算定期間の始期である2026(令和8)年4月1日とすることが望ましい。

水道料金表の改定(案)

上段：改定後の額 [円(税込)]

下段：改定前との差額

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(月額) | 従量料金 (1m <sup>3</sup> ごとの単価) |  |  |  |   |  |   |                      |
|------------|--------------|------------------------------|--|--|--|---|--|---|----------------------|
|            |              | 使用水量                         |  |  |  |   |  |   |                      |
|            |              | ~10m <sup>3</sup>            | 11m <sup>3</sup> ~<br>20m <sup>3</sup> | 21m <sup>3</sup> ~<br>30m <sup>3</sup> | 31m <sup>3</sup> ~<br>50m <sup>3</sup> | 51m <sup>3</sup> ~<br>100m <sup>3</sup> | 101m <sup>3</sup> ~<br>500m <sup>3</sup> | 501m <sup>3</sup> ~<br>1000m <sup>3</sup> | 1001m <sup>3</sup> ~ |
| 13mm       | 869          | 53                           | 137                                    | 164                                    | 176                                    | 189                                     | 201                                      | 214                                       | 220                  |
| 20mm       | +429         | ▲13                          | +16                                    | +21                                    | +22                                    | +24                                     | +25                                      | +27                                       | +27.5                |
| 25mm       | 1,311        |                              |  |  |  |   |  |   |                      |
| 30mm       | +651         |                              |  |  |  |   |  |   |                      |
| 40mm       |              | 53                           | 176                                    | 189                                    | 201                                    | 239                                     | 252                                      | 264                                       | 271                  |
| 50mm       | 4,369        | ▲13                          | +22                                    | +24                                    | +25                                    | +30                                     | +32                                      | +33                                       | +34.5                |
| 75mm       | +2,169       |                              |  |  |  |   |  |   |                      |
| 100mm      |              |                              |  |  |  |   |  |   |                      |
| 150mm      | 10,923       |                              |  |  |  |   |  |   |                      |
| 200mm      | +5,423       |                              |  |  |  |   |  |   |                      |

### ③ 水道加入金の見直し（答申書 P5）

- ・ 資材価格など物価の上昇率に準じて加入金を増額改定することについては概ね理解できる。

|      |        |        | 円(税込) |        |         |
|------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 主な口径 | 13mm   | 20mm   | 主な口径  | 13mm   | 20mm    |
| 現行   | 49,500 | 82,500 | 改定(案) | 63,800 | 105,600 |

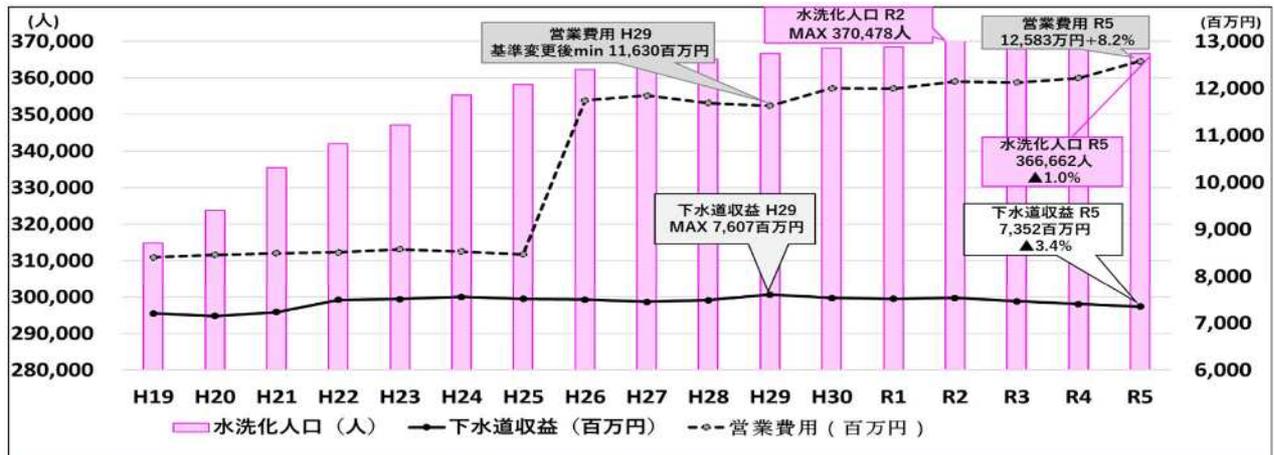
## (2) 下水道事業

### ① 下水道事業の現状と今後の見通し（答申書 P6）

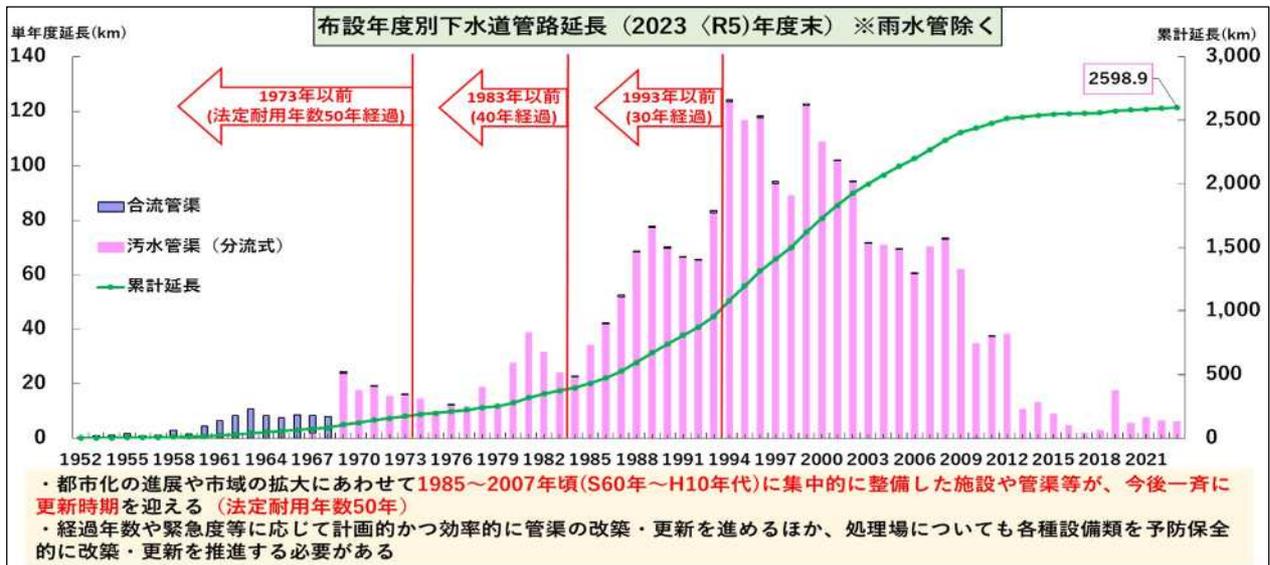
#### ア 経営状況と使用料改定の必要性

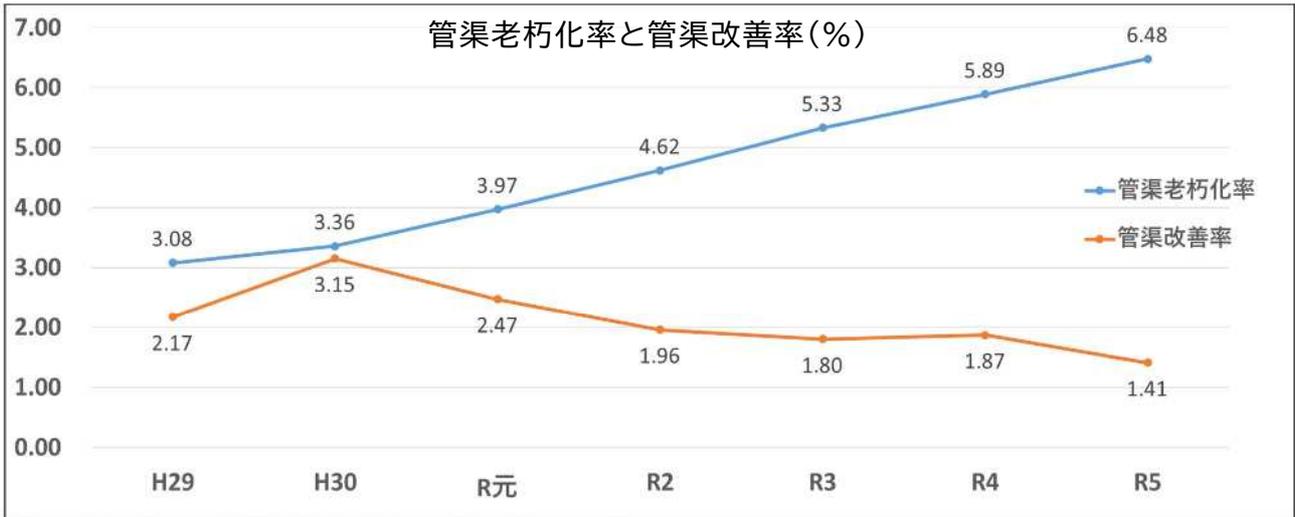
- ・ 2020(令和2)年をピークに水洗化人口は減少局面に入っている。これに伴い、下水道収益は水道の給水収益と同様、減少傾向が今後も続くものと予測される。一方でエネルギー価格や物価の上昇等に伴い費用は増大傾向が続いている。
- ・ 今後も老朽化対策、耐震対策を着実に進めていくことが求められる中において、投資と収益の均衡を図り、健全な事業運営を維持していくためには業務の効率化や経費削減に一層努めるとともに、2008(平成20)年以降、長らく行われてこなかった使用料の見直しを行うことが必要な状況にある。

下水道収益・営業費用と給水人口の推移

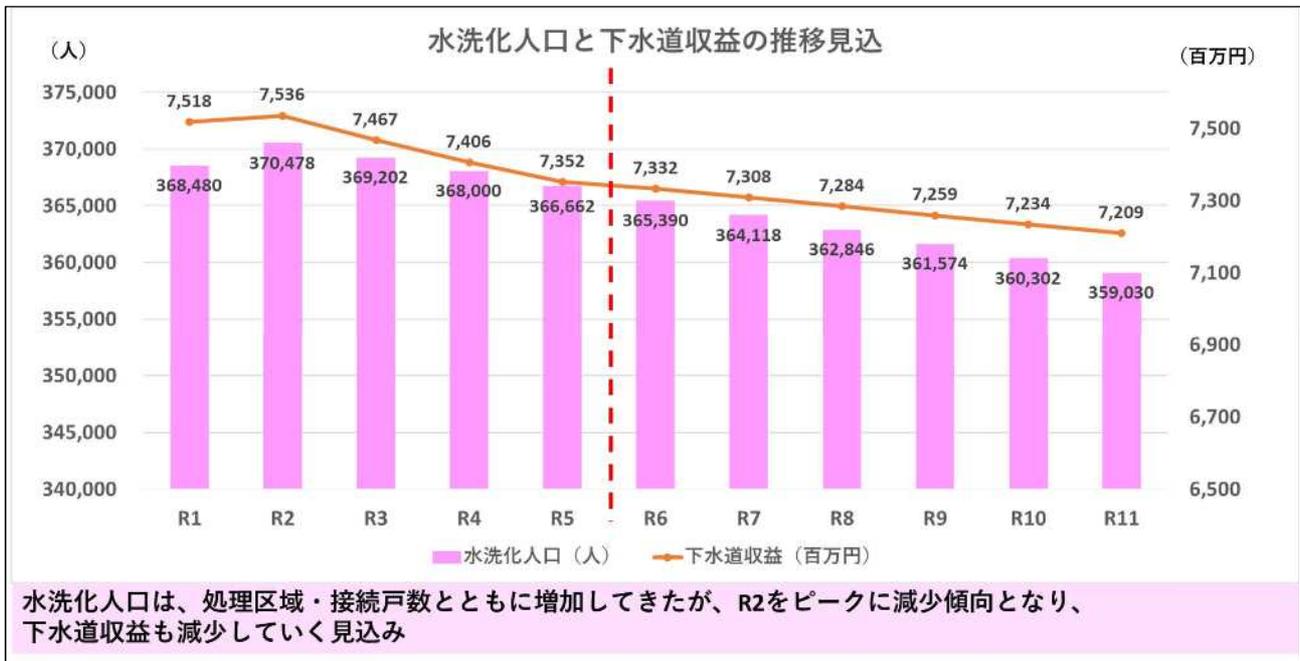


水洗化人口は、処理区域・接続戸数とともに増加してきたが、R2をピークに減少傾向  
 水洗化人口は増加してきたが、下水道収益は大きく増加していない  
 下水道収益は、H29をピークに減少傾向  
 営業費用は増加傾向（H26の大幅増は会計基準の変更によるもの）





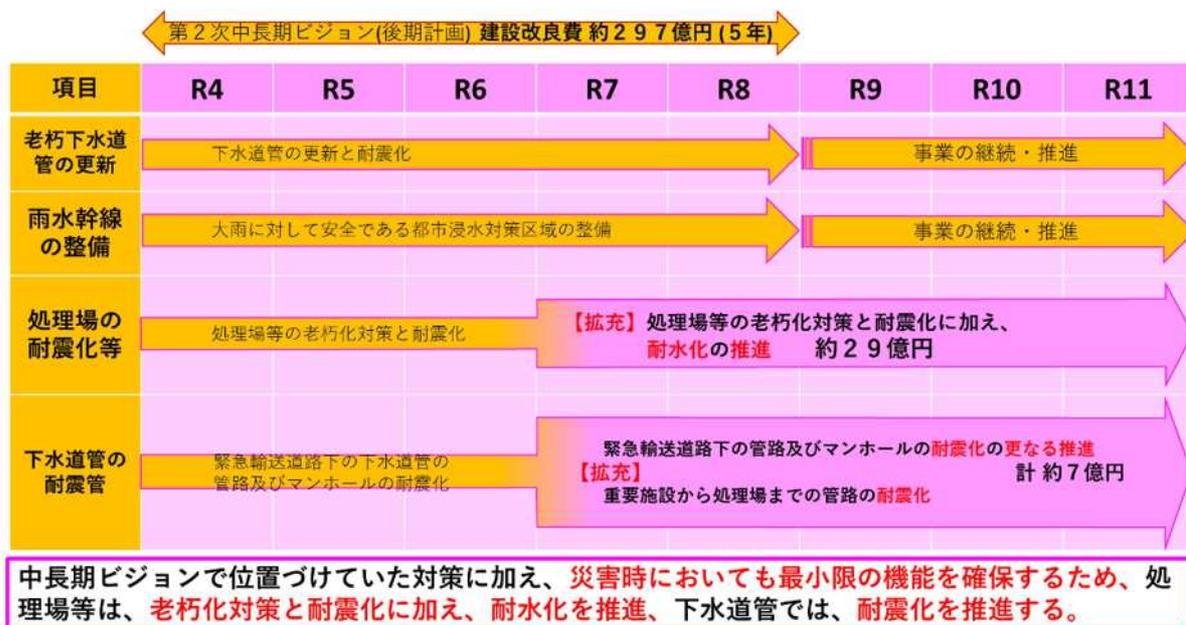
管渠老朽化率：法定耐用年数（50年）を超えた管渠の割合  
 管渠更新率：管渠延長に対する各年度に更新・改良等の改善対策を行った延長の割合  
 ・管渠の老朽化が進む一方で、更新があまり進んでいない。



水洗化人口は、処理区域・接続戸数とともに増加してきたが、R2をピークに減少傾向となり、下水道収益も減少していく見込み

イ 今後の投資計画

- ・ 2025(令和7)年2月に新たに「富山市上下水道耐震化計画（2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)」を策定し、汚水処理場の耐水化やマンホールの耐震化など事業費で約36億円規模の投資を前倒しすることは上下水道一体で持続可能なサービスを安定的に提供していくために必要不可欠な投資である。



下水道事業 財政収支見通し（耐震化計画前倒し）

営業の収支（収益的収支）

（単位：百万円）

|                         | R7年度<br>計画    | R8年度<br>計画    | R9年度<br>計画    | R10年度<br>計画   | R11年度<br>計画   |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| <b>収入 ①</b>             | <b>14,621</b> | <b>14,534</b> | <b>14,190</b> | <b>13,998</b> | <b>13,919</b> |
| 使用料収入                   | 7,308         | 7,284         | 7,259         | 7,234         | 7,209         |
| その他収入                   | 7,313         | 7,250         | 6,931         | 6,764         | 6,709         |
| <b>支出 ②</b>             | <b>13,719</b> | <b>13,771</b> | <b>13,835</b> | <b>13,808</b> | <b>13,939</b> |
| <b>当年度純利益（損失） ① - ②</b> | <b>902</b>    | <b>763</b>    | <b>355</b>    | <b>190</b>    | <b>▲20</b>    |

② 下水道使用料のあり方（答申書 P7）

ア 使用料の見直し時期

- ・ 3年から5年ごとの適切な時期に使用料の見直しを行うことが必要である。
- ・ 今後は、水道料金と同様、適正な下水道使用料の設定についての検討を定期的なサイクルで行うことが求められる。

イ 使用料算定期間

- ・ 使用料算定期間は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度の4年間とすることは妥当である。

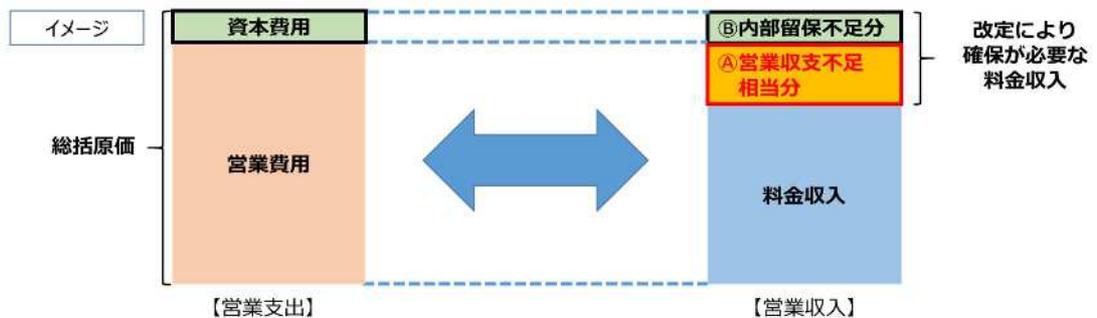
ウ 平均改定率

- ・ 水道料金の算定と同様、資産維持費の考え方が導入されたことは意義深い。
- ・ 昨今の諸物価の上昇に伴う家計負担の増大などを鑑み、激変緩和の観点が必要。
- ・ 営業収支不足分と内部留保不足分を確保するため、平均改定率を19.4%とすることは妥当である。

① 料金算定期間（今回はR8～R11年度までの4年間）における**営業収支の資金不足相当分の確保**

② 将来の投資（施設更新等）の原資として**内部留保すべき額の確保（資産維持費）**

①+②の合計 → 料金改定によって確保が必要な料金収入



| パターン | ① 営業収支不足分             | ② 内部留保不足分（資産維持費）         | 改定率（①+②） |
|------|-----------------------|--------------------------|----------|
| 1    |                       | ▲約242.7億円 → 改定率で83.8%に相当 | 84.5%    |
| 2    | ▲約2.1億円 → 改定率で0.7%に相当 | ▲約135.1億円 → 改定率で46.7%に相当 | 47.4%    |
| 3    |                       | ▲約54.0億円 → 改定率で18.7%に相当  | 19.4%    |

## エ 使用料体系

### ㊦ 基本使用料と従量使用料の構成

- ・ 水道料金と同様に基本使用料の構成割合を増やすことには一定の理がある。このことから、水道の例により基本使用料の構成割合を近隣の中核市等の平均と同水準である27%程度まで引き上げることは妥当である。(現行:16.2%→見直し後:27.1%)

### ㊧ 高齢者、子育て世帯等への配慮

- ・ 単身高齢者、子育て中の世帯を含む標準世帯等については、従量使用料の引き下げ又は引き上げ幅を抑制した使用料改定案となっていることは評価できる。

## オ 使用料改定日

- ・ 2026(令和8)年4月1日とすることが望ましい。

## 下水道使用料の改定(案)

上段：改定後の額 [円(税込)]

下段：改定前との差額

| 基本使用料<br>(月額) | 従量使用料 (1m <sup>3</sup> ごとの単価) |  |  |  |   |  |   |                      |
|---------------|-------------------------------|--|--|--|---|--|---|----------------------|
|               | 排 水 量                         |  |  |  |   |  |   |                      |
|               | ~10m <sup>3</sup>             | 11m <sup>3</sup> ~<br>20m <sup>3</sup> | 21m <sup>3</sup> ~<br>30m <sup>3</sup> | 31m <sup>3</sup> ~<br>50m <sup>3</sup> | 51m <sup>3</sup> ~<br>100m <sup>3</sup> | 101m <sup>3</sup> ~<br>500m <sup>3</sup> | 501m <sup>3</sup> ~<br>1000m <sup>3</sup> | 1001m <sup>3</sup> ~ |
| 1,224         | 35                            | 188                                    | 202                                    | 261                                    | 356                                     | 380                                      | 404                                       | 409                  |
| +564          | ▲31                           | +12                                    | +15                                    | +19                                    | +26                                     | +28                                      | +30                                       | +29.5                |

## (3) 附帯意見 (答申書 P9)

### ① 料金改定についての丁寧な説明

利用者(市民等)への説明を丁寧に行い、その必要性について理解と納得が得られるよう最善の努力を重ねられたい。

### ② 不断の経営努力と利用者サービスの向上に向けた取組

公営企業として、不断の経営努力を今後も重ねるとともに、利用者サービスの向上に一層取り組まれたい。

### ③ 分かりやすい情報の発信と経営の透明性の向上

上下水道事業の取組みや課題、経営実態などについて、広報誌やホームページなど様々な手法を用いて適時適確で分かりやすい情報発信を行うことで、経営の透明性の向上を図り、利用者から信頼される公営企業となるよう努められたい。

#### (4) おわりに (答申書 P10)

- ・ 全市的なインフラシステムとして築き上げられた富山市の上下水道資産をレガシーとして健全な形で次世代へ引き継いでいくことは現世代の重要な責務である。
- ・ 人口減少社会の進行に加え、耐震化や老朽化の進行に伴う施設更新需要の増大など、上下水道事業を取り巻く様々な重要な課題を踏まえ、今後の投資・財政計画の妥当性などを審議した結果、世代間の負担の公平性を担保し、将来にわたって安定した経営を行っていくためには、水道と下水道のどちらも長らく据え置いてきた料金等の改定を行うことによって現在市民に応分の負担をいただくことは避けられないとの結論に至った。
- ・ 上下水道事業を取り巻く社会環境は常に変化していることから、水需要や更新需要を適切に見極めた上で、適正な料金のあり方について不断の検討が今後とも必要である。
- ・ 富山市が投資と収益の均衡を図りつつ上下水道事業の健全経営に努めるとともに、信頼性の高い強靱な上下水道インフラを次世代へ着実に引き継いでいくことを大いに期待する。